

II 緒 言

1. 標準商品分類改訂要旨

昭和25年3月刊行された日本標準商品分類はアメリカの標準商品分類 (Standard Commodity Classification, Executive Office of the President, Bureau of the Budget, December 1946) を模しこれにわが国の特色を加味したもので4桁分類の構成であった。

標準商品分類の第1回改訂版は昭和30年3月に刊行されたが、この改訂は主として、1950年に国際連合が制定し、大蔵省の輸出入統計品目表が昭和26年からこれに準拠することになった標準貿易分類 (Standard International Trade Classification, June 1951, Statistical Papers Series M. No. 10, Statistical Office of the United Nations; 略称SITC) との関連を考慮するという必要にもとづくものであった。第1回改訂により、本分類は原則として6桁段階まで細分されることになり、極めて詳細な分類項目をもつものとなった。特に武器、航空機の関係で項目の新設や改訂がはかられている。たゞSITCとの統一には種々の難点があるものとして、両者の構成上の相違は従前どおり存置されることになった。この点は1960年にSITCが改訂され、また日本標準商品分類が今回第3回目の改訂がおこなわれた現在においても変化していない。

日本標準商品分類は、昭和34年4月に中分類27電線およびケーブルに関して一部改訂がおこなわれ、また第2巻50音索引表が刊行 (昭和35年3月) されたが、基本的には昭和30年のものが今日まで9年間使用され続けてきたことになる。

ここ数年間における商品事情の変化は著しく、特に化学品、機械、繊維、医薬品などの分野で新商品の発達がめざましい。一方標準商品分類は工業統計調査、生産動態統計調査をはじめ商品別を必要とする諸統計調査に用いられており、実情に即応して商品分類を改訂する必要が生じてきた。このため、昭和37年度から2カ年計画で改訂作業に着手することになり、今回の改訂となった。改訂原案は、主管官庁の担当課長を主査とする36の小委員会が次の作業統一要領に従って作成したものである。

(1) 改訂分類の新体系は、現行日本標準商品分類の体系を尊重するが、商品分類の目的、性格に関連して必要な改訂を考慮する。

(2) 現行日本標準商品分類の中分類は原則的に尊重し、変更の対象は主として小分類(3桁)以下におき、とくに新しい商品項目の新設には重点をおく。

以下、統計審議会答申の改訂の方針(3)以下に同じ。

各小委員会の作成した改訂原案は商品分類部会で審議された。部会は昭和37年3月に第1回会議を開いて改訂方針の審議を行なって以来、昭和38年2月まで31回の会合をもち改訂原案を審議した。

審議の当初において、改訂の重点の置き方としては新商品の追加を第1とすべきことが決まった。商品分類の構成について、産業分類との異同、SITCとの関係が討議されたが、産業分類は商品を生産または販売する事業所の技術的経済的特質に着眼した分類であり、商品分類は商品の用途ないし機能に着眼した分類であって両者を全く同一視することはできないこと、またSITCは用途と加工程度を第1基準としているのに対し、日本標準商品分類は加工程度を第1基準としている点に最大の相

違が認められるが、SITCに適合させよう日本分類を変更するのは変化が大きすぎるので望ましくない。両者の併存を許しても、項目の対応関係が明らかであれば両様の統計が作成可能であるから、その程度で満足すべきであるという結論になった。

今回の改訂のうち新商品の追加という見地から主なものを拾うと次のようになる。

- (1) 合成繊維の関係では、ポリエステル、ポリエチレン、ポリプロピレンなどが追加された。
- (2) 合成ゴムの関係が詳細化された。
- (3) 石油化学に関連して、環式、鎖式の有機工業薬品が詳細化された。
- (4) 原子炉が追加され(47ボイラのところ)、核燃料物質もここに分類されることになった。
- (5) 電子工業に関連しては、半導体素子の項目が拡充された。
- (6) 通信関係機器もまた拡充された。
- (7) 統計機械に関連してPCS機械および電子計算機の項目が詳細に分類されることになった。
- (8) 自動販売機の種類が詳細になった。

次に、改訂分類では、分類項目は原則として6桁まで細分されているが、例えば化学品や紡織基礎製品のように9桁まで分類したものもある。(旧版も同じ)。

また、分類は十進法を原則としたが、紡織基礎製品や化学のように百進法または千進法によらざるをえなかったものもある。

2. 商品の範囲

本分類で取扱う商品は、価値ある有体的商品の全部である。従って、組立家屋、骨とう品、スクラップ、ウェイスト等は含まれている。しかし土地、家屋、立木、地下にある資源等は含まれていない。

3. 分類原則

本分類は商品の全分野を網らし、これを原則として6桁段階まで細分してある。しかし本分類の商品項目は最下位のものであっても、個々の商品でなく商品集団を示すものである。従って本分類は全商品を重複、脱漏なく、いずれかの分類項目に編入し得ることになる。

本分類の最大目的は、商品を類似するものごとに集括し、商品分類を要する統計の作成表示の要具とすることである。このために索引に便利であるように配列することも重要である。これがため類似商品を集括する分類原理としては、

- (1) 商品の成因
- (2) 商品の材料
- (3) 商品の用途
- (4) 商品の機能

等が考えられる。これらのうち、一つの原理のみによっては望ましい分類は得られないから、必要に応じてこれらを混用した。

例えば食料品については、大体成因で分類し、基礎資材については、材料が主要な分類原理となる。また完成品については用途や機能が重要な分類原理となる。しかし統計に関する分類は、使い易く、

かつこれを用いることによって意味のある統計を得られなければならない。従って必要に応じて上記の分類原理を混用したが、できる限り機能主義を中心とし、用途別にも編成し得るように努めた。

4. 分類の構成

本分類はまず、個々の大分類に区分した。それを更に、個々の中分類に区分し、これを示すに項目名の前に2桁の数字符号を付した。従って、この番号を読めば、大体いずれの大分類に属するかが分ると同時に、中分類の位置も分るようにした。このようにして、更に各中分類は、必要とされる商品の詳細に応じて3桁、4桁あるいはそれ以上の桁に細分した。

(1) 9数字符号の意味

ここに注意すべきは、各分類を示す末尾の数字における数字9の意味である。ある項目に属する商品のうち、3種の商品をとり出して各項目を設け、残りの商品を一括して示す場合には、その項目を示す数字をして、1, 2, 3, 4, とせず1, 2, 3, 9とする。かくして末尾に9の数字を伴う数字符号に対応する分類項目は、「その他」あるいは「他に分類されない」と言う言葉を冠する商品集団を示すことにする。これは、将来この分類系列に加除がある場合、他に影響なく改訂し得る便がある。

勿論ある項目に属する商品を全部意味ある商品項目によって分類しきる場合もある。このときには分類項目が9個あり、末尾に9のある数字符号が与えられても、これに対応する商品項目は「その他」を冠する商品集団ではない。即ち9の数字符号には2様の意味が与えられているわけである。

(2) 部分品の取扱い

本分類において、部分品が特掲されない場合は、当該部分品が用いられるべき完成品のうちに含める。従って本分類を用いる場合に、若し、部分品を完成品と区分する必要があるときは、次のような補助符号を用いばよい。

1 完 成 品

2 部 分 品

部分品が本分類において特掲されている場合、これを示す数字符号は原則として末尾に8の数字を用いてある。

(3) 新、古商品の区分

商品分類を利用する機関によっては、商品を新古に区分することが重要な場合もある。本分類は新古商品を一括してあるが、

1 新 品

2 古 品

のような補助分類を用いることによって目的を達することができる。

5. 大分類概要

本分類は次の六個の大分類に分ける。

大分類1 粗製材料：本分類には動物、植物、鉱物等の素材が含まれる。

大分類2 加工基礎資材：本分類は粗製材料が若干加工された半成品で、更に製造又は建設のために

使用される商品を含める。

- 大分類3 最終製造品：本分類にはそのまま使用に堪えるように完成された商品を包含する。
- 大分類4 スクラップおよびウエイト：本分類には再生資源卸売業者によって、スクラップおよびウエイトの価格で一般に取り引きされるもののみを含む。
- 大分類5 骨とう品：本分類には書画、骨とう、しゅう集家のしゅう集するものなど、いわゆる骨とう的価格を有する商品を含める。
- 大分類6 分類不能：本分類には調査不備のため商品の判定がつかないものを包含する。なお、特殊目的のために、本分類でいう商品以外のものを、追加する場合に用いられる。

以上のように、例えば原綿は大分類1に属し、綿布は大分類2に属し、綿製衣類は大分類3に、綿紡ウエイト、縫製ウエイトは大分類4に属する。更に綿製品で特殊技術による古くて骨とう的価値を有するものは、大分類5に属するが如きである。

6. 再掲商品

前述したように標準商品分類は、分類原理として商品の持つ機能を重視しながら用途主義をも加味し利用上便利なように考慮を払った。用途主義によて、例えば、船舶用、航空機用、医薬用、医療用というように関連商品を集括する場合、用途主義に徹底すると商品分類体系の編成が困難であるばかりでなく、具体的な一つの商品の帰属項目の判定に混乱を生ずるおそれもある。

しかしながら、この商品分類を利用する機関によっては、用途主義に基く商品分類が必要な場合もあることが考えられる。このような利用目的のために、主として医療機械、船舶、航空機等については用途主義による場合の商品分類も示すことにしたが、このために本書に同一商品を再掲する方法を採用した。即ち用途主義に基いて再掲された商品は、項目名の前に……を附し、また後には当該商品の標準分類番号を付した。なお、この場合標準分類番号に付した※印は標準分類における当該商品の一部に当ることを示すものである。

- 例えば 848 航海用機器
- 8481 航海計器
- 電波計器 (※776)
 - レーダ (77642)
 - ロラン受信機 (77612)

について、電波計器 (※776) の意味は、ここに掲げられた電波計器は標準分類項目「776無線応用装置」の一部に当ることを示すものであり、..... レーダ (77642) は、標準分類体系における「77642レーダ」を、航海用機器という用途主義に基いて、ここに標準分類体系から再掲したことを示すものである。